

平成26年度 川崎市立特別支援学校配置図

特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書について

1. 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書に関する法律

学校教育法第 34 条

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。(中学校第 49 条・特別支援学校第 82 条によりこれを準用)

学校教育法 附則第 9 条

～特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第 34 条第 1 項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

2. 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書

①学校教育法第 34 条に基づく検定済教科用図書

- ・ 同じ学年の教科用図書（地区採択の検定済教科用図書）
- ・ 高等部の検定済教科用図書

②学校教育法第 34 条に基づく文部科学省著作教科用図書

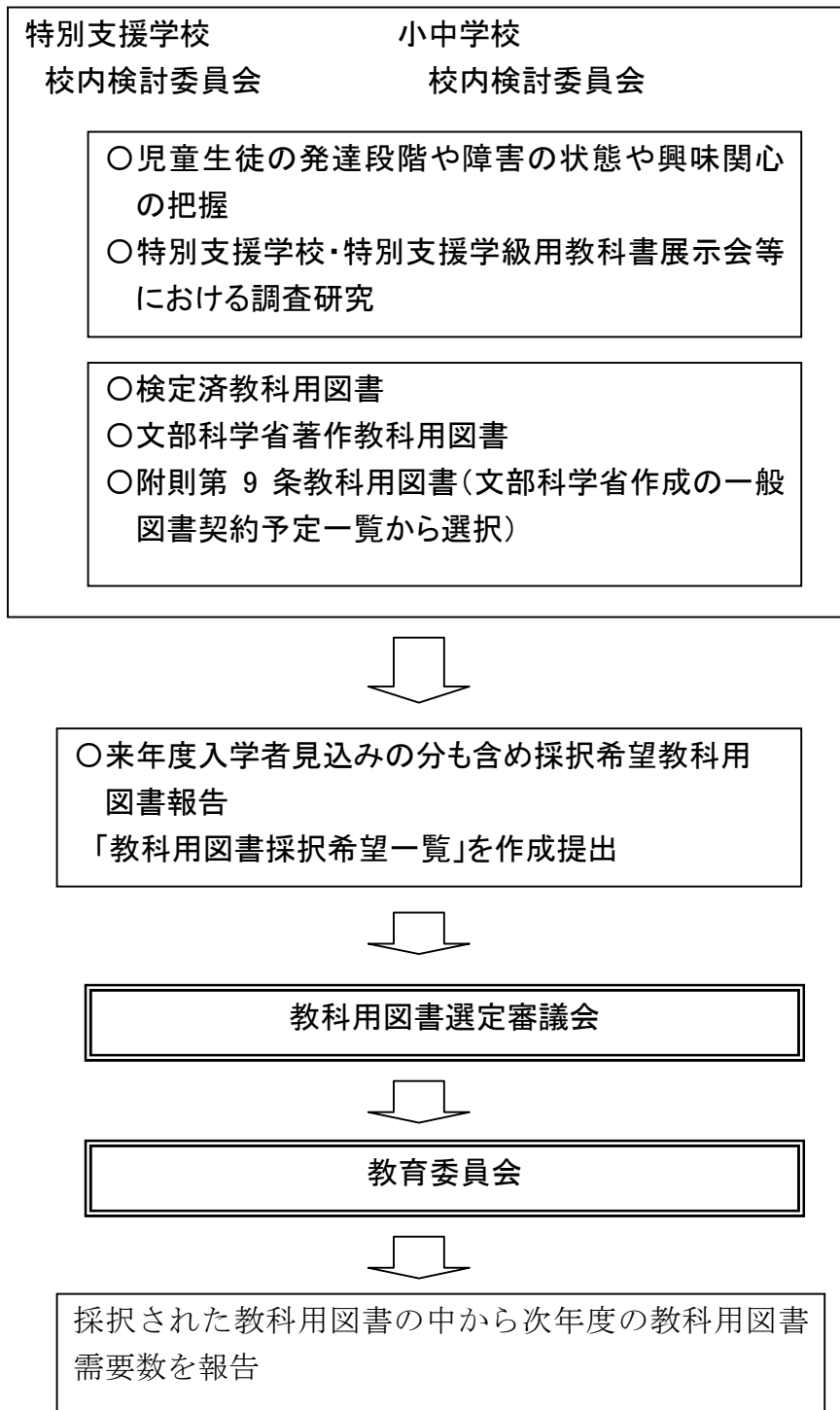
- ・ 特別支援学校知的障害者用（☆本）
- ・ 特別支援学校聴覚障害者用

③附則第 9 条教科用図書扱い

- ・ 一般図書（絵本等）
- ・ 下学年の検定済教科用図書
- ・ 高等部の検定済教科用図書以外の教科用図書
- ・ 検定済教科用図書の拡大版

* 附則第 9 条に基づく教科用図書は、毎年採択替え。

3. 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に関する
教科用図書採択までの手順



4. 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書一覧表

学校	特別支援学校〈聴覚〉 (聾学校)			特別支援学校〈知的〉 (田島養護・市立養護)			小中学校 特別支援学級	
	小	中	高	小	中	高	小	中
議案第 32 号 検定済教科用図書	*		○				*	
議案第 33 号 文科省著作教科用 図書	○	○		○	○		○	○
議案第 34 号 附則第 9 条教科用 図書							○	○
議案第 35 号 附則第 9 条教科用 図書	○	○		○	○			
議案第 36 号 附則第 9 条教科用 図書			○			○		

*聾学校小中学部、小中学校の特別支援学級で使用する検定済教科書については、教育委員会で地区毎に採択された小中学校の検定済教科用図書を採択。